

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 86):
NZの短期滞在ビザの有効期限が2ヶ月間延長されます

令和3年2月25日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- 2月19日から3月31日までの間に有効期限が切れるNZの短期滞在ビザをお持ちの方は、有効期限が2ヶ月間自動延長されます。
- この措置の対象となるビザをお持ちの方は、NZ移民局から3月5日までにメールにて通知されます。

【本文】

2月19日、NZ政府は、短期滞在ビザの有効期限延長措置について、以下のとおり発表しました。

- 本年2月19日から3月31日までの間に有効期限が切れる短期滞在ビザ(Temporary Visitor Visa)をお持ちの方は、同ビザの有効期限が2ヶ月間延長されます。
- この延長は自動的に行われ、手数料はかかりません。
- この自動延長措置の対象となるビザをお持ちの方は、NZ移民局から3月5日までにメールにて通知されます。
- 延長後のビザの有効期限は、3月5日以降に Visa Verification Service(下記リンク)で確認できます。

<https://www.immigration.govt.nz/about-us/our-online-systems/visa-verification-service>

- 現在お持ちの短期滞在ビザの有効期限が本年4月1日以降の方は、上記措置の対象とはなりませんので、必要に応じてビザの再申請が必要となります。

〈NZ移民局ウェブサイト〉

<https://www.immigration.govt.nz/about-us/covid-19/in-new-zealand/visa-information/visa-extensions-and-visa-conditions>

〈NZ政府発表〉

<https://www.beehive.govt.nz/release/government-eases-visa-restrictions-visitors-new-zealand>

※NZ滞在ビザはNZ政府移民局の所掌となりますので、最新情報及び詳細はNZ移民局のHPをご覧ください。以下の連絡先にお問合せください。また、新措置の中には、申請方法等の詳細が未発表のものもありますので、詳しくは今後の発表(以下NZ移民局新措置お知らせページ等に掲載)をお待ちください。

〈NZ移民局連絡先〉

<https://www.immigration.govt.nz/contact>

〈NZ移民局の新措置お知らせページ〉

<https://www.immigration.govt.nz/about-us/media-centre/news-notifications>

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)